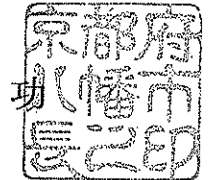


八幡市告示第 63 号

平成 22 年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 23 年 9 月 21 日

八幡市長 明 田



平成 22 年度健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	3.7	47.4

平成 22 年度資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—